

調達要求番号: 12-05-0728-4137

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	国内委託教育（語学・ロシア語）	DIH-LS-17018C	
		大臣 承認	平成 年 月 日
		作成	平成29年 7月20日
		改正	平成30年 7月18日
			令和 3年 7月 6日
作成	情報本部総務部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（語学・ロシア語）の必要な事項について規定する。

2 教育に関する要求

2.1 教育目標・教育成果

- ロシア語の正確な聴取力、翻訳力を向上させる。
- 発音、文法等のロシア語の運用能力を向上させる。
- 逐次通訳、同時通訳などの通訳技法を習得させ、通訳能力を向上させる。

2.2 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

2.3 教育形態

講師とのマンツーマンレッスンを基本とする。

2.4 教育時間数

総時間数は30時間以上とする。

2.5 教育スケジュール

平日は1800以降開始を基準とし、土日の受講を含むものとする。また予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。

2.6 教育実施場所

都内23区内又はオンラインにおける受講とする。

2.7 教育受講人員

教育受講人員は、調達要領指定書により規定する。

2.8 教材

契約相手方が準備する。

3 成果測定

教育期間中の中間・期末に成果測定を実施すること。なお期末の報告は調達要領指定書に規定する。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領による。

4.2 その他

- a) 官側は、必要の都度、契約相手方での教育について、現場確認を実施するものとする。
- b) 契約相手方は、毎月、受講者の出席状況を通知するものとする。

5 その他の指示

- a) 同等品リスト以外の入札参加希望者は、入札実施前の定める期日までに、教育目標、授業内容、授業実施期間、実施回数、実施時間、他省庁との契約を含む運営実績等を含む教育に関する実施概要書を支出負担行為担当官に提出し、承認を得るものとする。
- d) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	12-05-0728-4137
	調達要求年月日	令和5年7月28日
	作成部課	情報本部総務部
	作成年月日	令和5年7月26日
品名	国内委託教育(語学・ロシア語)	
仕様書番号	DIH-LS-17018C	
<p>2.2 教育期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間とする。</p> <p>2.7 教育受講人員 教育受講人員は、3名とする。</p> <p>3 成果測定 教育期間終了までに、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面(様式は随意)にして官側に提出すること。</p>		

調達要求番号: 12-05-0728-4140

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	国内委託教育（語学・ペルシャ語）	DIH-LS-18028A	
		大 臣 承 認	平成 年 月 日
		作 成	平成30年 7月18日
		改 正	令和 5年 7月27日
			平成 年 月 日
作 成	情報本部総務部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（語学・ペルシャ語）の必要な事項について規定する。

2 教育に関する要求

2.1 教育目標・教育成果

- ペルシャ語の正確な聴取力、翻訳力を向上させる。
- 発音、文法等のペルシャ語の運用能力を向上させる。
- 逐次通訳、同時通訳などの通訳技法を習得させ、通訳能力を向上させる。

2.2 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により規定する。

2.3 教育形態

講師とのマンツーマンレッスンを基本とする。

2.4 教育時間数

総時間数は30時間以上とする。

2.5 教育スケジュール

平日は1800以降開始を基準とし、土日の受講を含むものとする。また予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。

2.6 教育実施場所

都内23区内又はオンラインにおける受講とする。

2.7 教育受講人員

教育受講人員は、調達要領指定書により規定する。

2.8 教材

契約相手方が準備する。

3 成果測定

教育期間中の中間・期末に成果測定を実施すること。なお期末の報告は調達要領指定書に規定する。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領による。

4.2 その他

- a) 官側は、必要の都度、契約相手方での教育について、現場確認を実施するものとする。
- b) 契約相手方は、毎月、受講者の出席状況を通知するものとする。

5 その他の指示

- a) 同等品リスト以外の入札参加希望者は、入札実施前の定める期日までに、教育目標、授業内容、授業実施期間、実施回数、実施時間、他省庁との契約を含む運営実績等を含む教育に関する実施概要書を支出負担行為担当官に提出し、承認を得るものとする。
- b) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	12-05-0728-4140
	調達要求年月日	令和5年7月28日
	作成部課	情報本部総務部
	作成年月日	令和5年7月26日
品名	国内委託教育（語学・ペルシャ語）	
仕様書番号	DIH-LS-18028A	
<p>2.2 教育期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間とする。</p> <p>2.7 教育受講人員 教育受講人員は、1名とする。</p> <p>3 成果測定 教育期間終了までに、当該受講者の教育による習得度合いを測定し、入学時と終了時を比較した客観的な評価を書面（様式は随意）にして官側に提出すること。</p>		